

**令和7年度 第3回
木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会**

資 料

日 時 **令和8年2月5日(木) 午後4時**

場 所 **木更津市役所朝日庁舎 会議室1-4**

目次

諮問事項1

令和8年度木更津市国民健康保険事業計画（案）について	1
----------------------------	---

諮問事項2

令和8年度木更津市国民健康保険特別会計予算（案）について	19
------------------------------	----

諮問事項3

木更津市国民健康保険税率改定計画の改訂について	42
-------------------------	----

諮問事項4

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について	58
--------------------------------	----

諮問事項 1

令和 8 年度 木更津市国民健康保険 事業計画 (案)

令和8年3月
木更津市

目次

1. 基本方針	1
2. 主要事業	1
3. 個別の事業計画	1
(1) 収納率向上対策事業	1
① 保険税収納率向上対策	
② 口座振替の利用促進	
③ 自主納付の促進	
④ 保険税滞納世帯対策	
⑤ 特別療養該当の資格確認書等の交付	
(2) 適用適正化対策事業	2
① 適用適正化調査の実施	
② 保険資格重複適用者対策	
③ 保険資格未適用者対策	
④ 適正な賦課	
⑤ 居所不明被保険者実態調査	
⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供	
(3) 医療費適正化対策事業	4
① レセプト点検事業	
② 医療費通知	
③ ジェネリック医薬品の普及促進	
④ 第三者行為求償事務	
⑤ 不当利得未収金対策	
(4) 保健事業	5
① 特定健康診査	
② 特定健康診査未受診者対策（業務委託）	
③ 特定保健指導（業務委託＋直営）	
④ 特定保健指導未利用者対策（業務委託＋直営）	
⑤ 糖尿病性腎症（DKD）及び慢性腎臓病（CKD）の重症化予防	
⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防	
⑦ 重複服薬患者への保健指導	
⑧ 健康教育・健康相談	
⑨ 健康管理促進事業	
⑩ 若年期健康診査	
⑪ 健康推進課との連携	
(5) 広報啓発事業	7
① 市広報紙「広報きさらづ」の活用	
② インターネットの活用	
③ デジタルサイネージの活用	
④ 外国語パンフレットの配布	
事項別実施計画	9

1. 基本方針

令和8年度国民健康保険事業については、計画的かつ効率的な運営を目途として、次に掲げる主要事業の積極的促進を図るため事業計画を策定し、その執行にあたっては進捗状況の把握等に十分留意するものとする。

2. 主要事業

令和8年度国民健康保険事業の運営にあたっては、次に掲げる事業に重点を置いて取り組むものとする。

- (1) 収納率向上対策事業
- (2) 適用適正化対策事業
- (3) 医療費適正化対策事業
- (4) 保健事業
- (5) 広報啓発事業

3. 個別の事業計画

(1) 収納率向上対策事業

収納率向上対策の充実・強化を促進するため、財務部収税対策室で毎年4月下旬に策定する「市税等徴収対策実施計画」に基づき実施する。

① 保険税収納率向上対策

市税等徴収対策本部による市税全般の収納率向上対策として、文書催告・自動音声電話催告・SMS（ショートメッセージサービス）催告を実施し更なる収納率の向上に努める。

特に、保険税の収納率向上に向け、督促及び催告を行っても納付のない滞納者については、速やかな財産調査及び滞納処分を実施し、新たな年度繰越による滞納を生じることのないよう対策強化に努める。

② 口座振替の利用促進

収納率向上に効果的な口座振替について、資格確認書や納付書の発送時のチラシ同封や広報きさらづへの掲載、国民健康保険加入及び確定申告の手続き時の勧奨等を行う。さらに、キャッシュカードで口座振替受付ができるPay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスによる口座振替手続きの簡略化により、口座振替登録の機会を増やし利用促進を図る。

③ 自主納付の促進

利便性の高いコンビニ納付やキャッシュレス納付(決済)の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知することで、自主納付の促進を図る。

④ 保険税滞納世帯対策

保険税滞納世帯の増加は国民健康保険財政を圧迫する要因となることから、滞納世帯に対し文書催告を行うとともに、財産調査により担税力、所有財産及び納税意思の見極めを行い、自主的な納付が見込まれないと判断した事案については、財産の差押や自宅等の捜索など滞納処分を執行することで滞納額の縮減に努める。

また、特別療養費や高額療養費等の支給時に収税対策室と連携し、積極的に税充当を実施することで滞納額の縮減に取り組む。

⑤ 特別療養該当の資格確認書等の交付

滞納者に対しては、呼出納税相談や納付催告、弁明書提出の機会の付与を活用して、収納率の向上に努める。

なお、災害等特別の事情に該当せず、納期限から1年以上の滞納がある世帯については、税の公平負担の観点から医療機関受診時に一旦10割で負担し、後日特別療養費として申請が必要となる、特別療養該当の資格確認書または資格情報のお知らせ(旧制度における資格証明書)を交付する。

(2) 適用適正化対策事業

① 適用適正化調査の実施

被保険者資格の適用事務は、国民健康保険事業を運営する上での基本的な事項であり、適正な資格を把握することは極めて重要であることから、10月を適用適正化強化月間と定める。

特に、世帯主が国民健康保険に加入しておらず、家族が国民健康保険に加入している世帯である擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。

② 保険資格重複適用者対策

オンライン資格確認システムを活用した国民健康保険中央会から提供される保険重複加入者リストに基づき、国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して、国民健康保険脱退の手続きを促すものとする。

③ 保険資格未適用者対策

オンライン資格確認システムを活用した国民健康保険中央会から提供される加入勧奨ファイルを活用して、会社等を退職したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、国民健康保険加入の手続きを促すものとする。

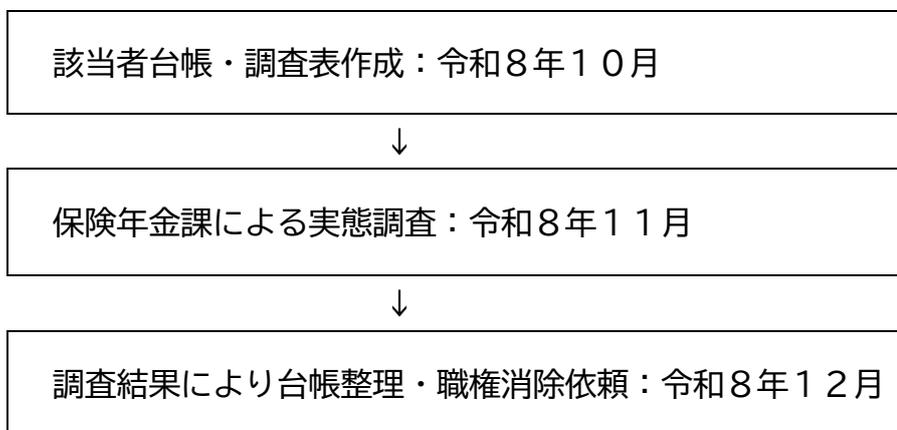
④ 適正な賦課

市民税課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底するとともに、年度途中の転入者で未申告の者には、「国民健康保険税申告書」を送付し、適正な賦課に努める。

⑤ 居所不明被保険者実態調査

資格確認書、納税通知書、督促状等が返戻したときについて、該当者の台帳及び調査票を作成したうえで実態調査を実施する。実態調査の結果によっては、市民課に住居登録の職権消除の依頼を行うものとし、原則として次のような日程で調査等を実施する。

なお、必要に応じ随時、実態調査を行うものとする。



⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供

一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入することができるため各制度の説明を実施するなど、被保険者に必要な情報提供を行うものとする。

(3) 医療費適正化対策事業

① レセプト点検事業

レセプト点検については、医療機関においてレセプト請求事務の経験者及び医療事務資格の修了者等の専門職により、診療内容や資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行うものとする。

また、これらの月例事務の事後処理として、過誤調整、再審査請求、不当利得等に伴う返還請求及び第三者行為に伴う損害賠償請求を実施する。

毎年、点検効果率の目標値を設定するなど、レセプト点検業務を強化し、医療費の適正化を図る。令和8年度の目標値は点検効果率を0.10%とする。

柔道整復施術及びあんま・はり・きゅう・マッサージ療養費については、療養費支給申請書内容点検等業務委託契約を実施し、専門知識を有した者により多部位、長期又は頻度が高い施術患者に対して、負傷部位や原因調査を実施し、患者に対する適正受診の指導に努め、また、レセプト点検を行い、過誤・不正請求の防止を徹底することにより医療費の適正化を図る。

② 医療費通知

保険者負担の動向や医療費の適正化、健康に対する認識等の啓発を目的に、被保険者に対して保険医療機関等の医療費通知について、1年間分の医療費を年3回に分けて通知する。

通知の内容は、「受診者氏名、診療年月、診療区分（医科入院・医科外来・医科食事・訪問看護・薬剤の別）、日数、総医療費の額、被保険者負担額及び診療を受けた医療機関等名」とする。

③ ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品については、患者負担の軽減や国民健康保険財政の健全化が期待できることから、今後とも医療費の縮減に向け更なる利用促進を図るものとし、ジェネリック医薬品の使用割合を数量シェアで80%以上、金額シェアで65%以上とすることを目標とする。

資格確認書やお薬手帳に直接貼ることができる「ジェネリック医薬品お願いシール」を資格確認書更新時等に配布し、被保険者の利便性等を図る。

ジェネリック医薬品を使用した場合における患者負担のメリットを示すため、利用差額通知書を年2回発送する。また、広報きさらづや市ホームページ等で啓発を行い、普及促進に向けた周知に努める。

④ 第三者行為求償事務

交通事故等による第三者行為求償事務については、直接的に医療費適正化に連動することから積極的に対応するため、レセプト点検員による傷病名からの調査により、第三者行為を把握する。

君津木更津医師会や救急搬送病院に対して連絡等の協力を依頼するとともに、消防署等の関係機関から提供を受けた救急搬送記録等の情報を活用し、第三者行為事案の把握に努める。また、広報きさらづや市ホームページ等を通じ、届出の必要性など制度の周知を図る。

⑤ 不当利得未収金対策

不当利得による未収金については、督促や催告、電話を定期的実施し、収納の向上に努める。また、不当利得金額が高額になる者については、積極的に保険者間調整制度を案内し、未収金となることを未然に防止する。

(4) 保健事業

木更津市国民健康保険保健事業計画（第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画。計画期間：令和6年度から令和11年度まで）（以下「保健事業計画」という。）に沿って実施する。

また、保健事業計画について、事業の進捗状況や目標達成度の中間評価を実施し、必要に応じ保健事業計画の見直しを行う。

① 特定健康診査

- ・ 個別健康診査：6月1日から10月31日まで協力実施機関にて実施
- ・ 集団健康診査：7月から10月までの休日6回、平日1回で実施
結核・肺がん健診、肝炎ウイルス検査等（健康推進課所管）と
合同開催
- ・ J A木更津市と連携した健康診査の実施
- ・ 短期人間ドック助成事業の実施（特定健康診査項目を含むため）

② 特定健康診査未受診者対策（業務委託）

未受診者に対して、性別や年齢階層毎の特徴に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。

③ 特定保健指導（業務委託+直営）

メタボリックシンドロームの改善及び減少に取り組み、生活習慣病の発症リスクを抑制する。

④ 特定保健指導未利用者対策（業務委託+直営）

特定保健指導未利用者に対し、休日や夜間を含む電話勧奨及び文書通知、家庭訪問を実施し、利用率の向上を図る。

⑤ 糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防

高額な医療費となる人工透析患者の減少を目的に、主に糖尿病を起因とする糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の発症及び重症化を予防するため、医師会、地域専門医、管内行政の委員で構成する慢性腎臓病予防連携委員会による決定、助言や、千葉県糖尿病性腎症プログラムに基づき、腎臓病地域連携パスを活用した地域医療連携を実施する。

実施にあたっては、特定健康診査受診者のうち、交付基準に該当した者に対し腎臓病地域連携パスを交付することで医療機関受診を促し、受診確認が取れない者には再度受診勧奨を実施する。

⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防

医療費が高額で死亡率の高い虚血性心疾患及び要介護の原因となっている脳血管疾患、及びこれらの基礎疾患となる高血圧症を含む循環器疾患の発症・重症化予防をするため、高血圧治療ガイドラインに基づき保健指導を実施する。

⑦ 重複服薬患者への保健指導

重複服薬による健康被害の防止及び医療費適正化を目的に実施する。

- ・千葉県及び木更津市の実施要領に基づき、君津木更津薬剤師会薬業会と協働して実施する。
- ・保健指導該当者の選定は、千葉県国民健康保険団体連合会からの提供リスト及び国保データベース(KDB)のレセプトから指定薬剤師3名と保健師が選定する。
なお、保健指導該当者の選定にあたっては、レセプト点検調査により判明した重複服薬者情報についても活用する。
- ・年1回以上報告会及び検討会を実施し、課題を共有する。

⑧ 健康教育・健康相談

被保険者の健康リテラシーの向上及び生活習慣病の発症・重症化予防を目的に健康教育・健康相談を実施する。

⑨ 健康管理促進事業

市役所朝日庁舎と各地域交流センターに設置されている血圧計を活用し、日常生活において健康管理に対する認識を深めるものとする。

⑩ 若年期健康診査

30歳代の若年層(国民健康保険被保険者)に対し健康診査の機会を設け、生活習慣病リスクを持つ者へは保健・栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予防を図る。

⑪ 健康推進課との連携

保健事業計画及び「第4次健康きさらづ21(健康増進計画)」は共通する事項が多いことから、市民の健康寿命の延伸、生活習慣病の発症・重症化予防等を効果的・効率的に連携して取り組む。

(5) 広報啓発事業

国民健康保険制度に対する関心を高めるため、市広報紙やインターネット等を活用し、各種事業等の周知・徹底を図る。

① 市広報紙「広報きさらづ」の活用

「広報きさらづ」に保険コーナーを常設し、国民健康保険制度の現状や健康課題、疾病・重症化予防に関する啓発、マイナ保険証の利用促進など、国民健康保険全般に関する情報提供に努める。

② インターネットの活用

市ホームページにより、国民健康保険制度の概要等についての紹介に努める。

また、特定健康診査インターネット予約の実施やZoomを活用した特定保健指導の実施など、利用者の利便性向上に努める。

③ デジタルサイネージの活用

デジタルサイネージを活用し、国民健康保険事業の周知を行う。

④ 外国語パンフレットの配布

近年、外国人被保険者が増えていることから、国民健康保険制度に対する理解を促し納税義務の認識を高めていくために、外国人被保険者が多い言語に対応した制度周知用のパンフレットを配布する。

令和8年度木更津市国民健康保険事業計画 事項別実施計画

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
(1) 収納率向上対策事業	① 保険税収納率向上対策	継続	収税対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・文書催告の実施 ・自動音声電話催告の実施 ・SMS催告の実施 ・財産調査及び滞納処分の実施 	10月・3月 通年 通年 通年
	② 口座振替の利用促進	継続	収税対策室 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認書や納付書の発送時のチラシ同封 ・広報きさらづへの掲載 ・国民健康保険加入時の勧奨 ・確定申告の手続き時の勧奨 ・Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービスによる口座振替手続きの簡略化 	通年 通年(3月除) 通年 随時 通年
	③ 自主納付の促進	継続	収税対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ納付やキャッシュレス納付(決済)の利用について、納付書への記載や市ホームページ等を用いて周知 	通年
	④ 保険税滞納世帯対策	継続	収税対策室 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・文書催告の実施 ・財産調査及び滞納処分の実施 ・特別療養費や高額療養費等の支給時に収税対策室と連携し、積極的に税充当を実施 	10月・3月 通年 通年
	⑤ 特別療養該当の資格確認書等の交付	継続	収税対策室 保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者への呼出納税相談や納付催告 ・弁明書提出の機会の付与の実施 	通年 6月

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
(2) 適用適正化対策事業	① 適用適正化調査の実施	継続	保険年金課	・災害等特別の事情に該当せず、納期限から1年以上の滞納がある世帯に対し、特別療養該当の資格確認書等を交付 10月を適用適正化強化月間と定め、特に擬制世帯を対象とした調査を行い、適用の適正化に努める。	7月 10月
	② 保険資格重複適用者対策	継続	保険年金課	国民健康保険と社会保険の保険資格が重複していると思われる者に対して、国民健康保険脱退の手続きを促す。	通年
	③ 保険資格未適用者対策	継続	保険年金課	会社等を退職したことにより社会保険等の資格を喪失した者に対して、国民健康保険加入の手続きを促す。	通年
	④ 適正な賦課	継続	市民税課 保険年金課	・市民税課と協力し適正な所得の把握に努め、所得申告の指導を徹底 ・年度途中の転入者で未申告の者には、「国民健康保険税申告書」を送付	通年 通年
	⑤ 居所不明被保険者実態調査	継続	保険年金課	資格確認書、納税通知書、督促状等の返戻分について、該当者の台帳及び調査票を作成の上、実態調査を行い、必要に応じて、市民課に職権消除の依頼を行う。	

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
(3) 医療費適正化 対策事業	⑥ 後期高齢者医療制度の情報提供	継続	保険年金課	①該当台帳作成・調査表作成	10月
				②保険年金課による実態調査	11月
			③調査結果により台帳整理・職権消除	12月	
			一定の障がいのある65歳以上の被保険者については、後期高齢者医療制度に加入することができるため各制度の説明を行う。	通年	
	① レセプト点検事業	継続	保険年金課	・レセプト点検業務の強化を図るため、毎月請求されたレセプトについて、診療内容の点検、資格、請求点数、給付発生原因等の点検を行う。また、これらの月例事務の事務処理として過誤調整、再審査請求、不当利得等に伴う返還請求、第三者行為に伴う損害賠償請求等を実施する。 ・柔道整復施術及びあんま・はり・きゅう・マッサージ療養費については、療養費支給申請書内容点検等業務委託契約によりレセプト点検を実施し、過誤・不正請求の防止を徹底し医療費の適正化を図る。 また、患者に対する適正受診の指導に努める。	通年
				【目標値】点検効果率 0.10%	通年

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
(4) 保健事業	② 医療費通知	継続	保険年金課	被保険者に対して保険医療機関等の1年間分の医療費を年3回に分けて通知する。	8月・1月・3月
	③ ジェネリック医薬品の普及促進	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックお願いシールの配布 ・広報きさらづ及び市ホームページ等で啓発 ・ジェネリック医薬品利用差額通知を年2回実施 【目標値】 ジェネリック医薬品の数量シェア 80%以上 金額シェア 65%以上	通年 通年 9月・3月
	④ 第三者行為求償事務	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者行為の把握のため、レセプト点検員による傷病名からの発見、君津木更津医師会や救急搬送病院に対して連絡等の協力を依頼 	通年
				<ul style="list-style-type: none"> ・消防署等の関係機関から提供を受けた救急搬送記録等の情報を活用し、第三者行為事案を把握する。 	通年
	⑤ 不当利得未収金対策	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・不当利得による未収金については、督促や催告、電話を定期的実施し、収納の向上に努める。 ・不当利得金額が高額になる者については、積極的に保険者間調整制度を案内し、未収金となることを未然に防止する。 	通年 通年
① 特定健康診査	継続	保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> ・個別健康診査 6月1日から10月31日まで協力実施機関にて実施	6月～10月	

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団健康診査 7月から10月までの休日6回、平日1回実施し、結核・肺がん健診、肝炎ウイルス検査等（健康推進課所管）と合同開催 ・ J A木更津市と連携した健康診査 ・ 短期人間ドック助成事業の実施（特定健康診査項目を含むため） 	7月～10月
	② 特定健康診査未受診者対策（業務委託）	継続	保険年金課	未受診者に対して、性別や年齢階層毎の特徴に合わせた受診勧奨を実施し、受診率の向上を図る。	7月 通年
	③ 特定保健指導（業務委託+直営）	継続	保険年金課	メタボリックシンドロームの改善及び減少に取り組み、生活習慣病の発症リスクを抑制する。	通年
	④ 特定保健指導未利用者対策（業務委託+直営）	継続	保険年金課	特定保健指導未利用者に対し、休日や夜間を含む電話勧奨及び文書通知、家庭訪問を実施し、利用率の向上を図る。	通年
	⑤ 糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の重症化予防	継続	保険年金課	高額な医療費となる人工透析患者の減少を目的に、主に糖尿病を起因とする糖尿病性腎症(DKD)及び慢性腎臓病(CKD)の発症及び重症化を予防するため、医師会、地域専門医、管内行政の委員で構成する慢性腎臓病予防連携委員会による決定、助言や、千葉県糖尿病性腎症プログラムに基づき、腎臓病地域連携パスを活用した地域医療連携を実施する。	通年

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
				実施にあたっては、特定健康診査受診者のうち、交付基準に該当した者に対し腎臓病地域連携パスを交付することで医療機関受診を促し、受診確認が取れない者には再度受診勧奨を実施する。	
	⑥ 脳・心血管疾患の重症化予防	継続	保険年金課	医療費が高額で死亡率の高い虚血性心疾患及び要介護の原因となっている脳血管疾患、及びこれらの基礎疾患となる高血圧症を含む循環器疾患の発症・重症化予防をするため、高血圧治療ガイドラインに基づき保健指導を実施する。	通年
	⑦ 重複服薬患者への保健指導	継続	保険年金課	<p>重複服薬による健康被害の防止及び医療費適正化を目的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県及び木更津市の実施要領に基づき、君津木更津薬剤師会薬業会と協働して実施。 ・保健指導該当者の選定は、県国保連合会提供リスト及び国保データベース(KDB)のレセプトから指定薬剤師3名と保健師が選定する。保健指導該当者の選定にあたっては、レセプト点検調査により判明した重複服薬者情報についても活用する。 ・年1回以上報告会及び検討会を実施し、課題を共有する。 	通年
	⑧ 健康教育・健康相談	継続	保険年金課	被保険者の健康リテラシーの向上及び生活習慣病の発症・重症化予防を目的に健康教育・健康相談を実施する。	通年

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
(5) 広報啓発事業	⑨ 健康管理促進事業	継続	健康推進課	朝日庁舎と各地域交流センターに設置されている 血圧計を活用し、健康管理に対する認識を深めるものとする。	通年
	⑩ 若年期健康診査	継続	保険年金課	30歳代の若年層(国民健康保険被保険者)に対し 健康診査の機会を設け、生活習慣病リスクを持つ者 へは保健・栄養指導を実施し、生活習慣病の発症予 防を図る。	6月～2月
	⑪ 健康推進課との連携	継続	健康推進課	木更津市国民健康保険保健事業計画及び「第4次健 康きさらづ21(健康増進計画)」は共通する事項 が多いことから、市民の健康寿命の延伸、生活習慣 病の発症・重症化予防等を効果的・効率的に連携し て取り組む。	通年
	① 市広報紙「広報きさらづ」 の活用	継続	保険年金課	「広報きさらづ」に保険コーナーを常設し、国民健 康保険全般にわたる関係記事を掲載し、その周知に 努める。	通年
	② インターネットの活用	継続	保険年金課	・市ホームページにより国民健康保険制度の概要等 の紹介に努める。 ・特定健康診査インターネット予約の実施 ・Zoomを活用した特定保健指導の実施	通年 5月～10月 随時

主要事業名	内 容	新規 継続 の別	主管課	主な事業実施予定	
				事 業 詳 細	実施時期
	③ デジタルサイネージの活用	継続	保険年金課	デジタルサイネージを活用し、国民健康保険事業の周知を行う。	随時
	④ 外国語パンフレット配布	継続	保険年金課	外国人被保険者が多い言語に対応した国民健康保険制度周知用パンフレットを配布する。	随時

諮問事項 2

令和 8 年度 木更津市国民健康保険 特別会計予算（案）

目 次

総 括 表	1
当初予算（歳入）	2
当初予算（歳出）	4
当初予算（一般会計）	6
当初予算主要施策一覧表（歳入）	7
当初予算主要施策一覧表（歳出）	11
当初予算補足説明（歳入）	16
当初予算補足説明（歳出）	19

令和8年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出予算（案）

（単位：千円）

【歳入】

款	令和8年度	令和7年度	比較
5 国民健康保険税	2,515,218	2,450,861	64,357
10 使用料及び手数料	2	1	1
15 国庫支出金	0	0	0
25 県支出金	7,696,594	8,008,075	△ 311,481
35 財産収入	2	2	0
40 繰入金	1,019,596	1,065,589	△ 45,993
45 繰越金	1	1	0
50 諸収入	111,587	142,471	△ 30,884
計	11,343,000	11,667,000	△ 324,000

【歳出】

款	令和8年度	令和7年度	比較
5 総務費	246,974	231,398	15,576
10 保険給付費	7,595,552	7,926,551	△ 330,999
14 国民健康保険事業費納付金	3,310,802	3,314,535	△ 3,733
25 保健事業費	161,870	166,714	△ 4,844
30 基金積立金	2	2	0
40 諸支出金	17,800	17,800	0
45 予備費	10,000	10,000	0
計	11,343,000	11,667,000	△ 324,000

令和8年度 国民健康保険特別会計予算（案）

単位：円

区分	款	内 訳	①R8当初予算	②R7決算見込額	③R7当初予算	当初予算比較④（①－③）
国民健康保険特別会計	05 国民健康保険税	現年度課税分（医療保険分）	1,596,722,000	1,699,915,000	1,620,015,000	▲ 23,293,000
		現年度課税分（後期高齢者支援金分）	508,792,000	499,854,000	483,434,000	25,358,000
		現年度課税分（介護納付金分）	173,572,000	154,070,000	145,714,000	27,858,000
		現年度課税分（子ども・子育て支援金分）	62,824,000	0	0	62,824,000
		滞繰繰越分（医療保険分）	126,365,000	117,349,000	149,208,000	▲ 22,843,000
		滞繰繰越分（後期高齢者支援金分）	32,674,000	24,490,000	37,016,000	▲ 4,342,000
		滞納繰越分（介護納付金分）	14,269,000	10,339,000	15,474,000	▲ 1,205,000
		05款計		2,515,218,000	2,506,017,000	2,450,861,000
	10 使用料及び手数料	諸証明手数料	2,000	4,000	1,000	1,000
		10款計	2,000	4,000	1,000	1,000
	15 国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	0	159,000	0	0
		災害等臨時特例補助金	0	109,000	0	0
		子ども・子育て支援事業費補助金	0	15,796,000	0	0
		15款計	0	16,064,000	0	0
	25 県支出金	健康増進事業費補助金	1,619,000	1,616,000	1,616,000	3,000
		普通交付金	7,529,935,000	7,931,464,000	7,846,428,000	▲ 316,493,000
		保険者努力支援分	52,192,000	38,630,000	48,509,000	3,683,000
		特別調整交付金分（市町村分）	8,512,000	37,107,000	10,124,000	▲ 1,612,000
		県繰入金（2号分）	67,676,000	70,136,000	65,468,000	2,208,000
		特定健康診査等負担金	36,660,000	30,050,000	35,930,000	730,000
		25款計		7,696,594,000	8,109,003,000	8,008,075,000

単位：円

区分	款	内 記	①R 8当初予算	②R 7決算見込額	③R 7当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	35 財産収入	財政調整基金利子	1,000	879,000	1,000	0
		高額療養費貸付基金利子	1,000	1,000	1,000	0
		35款計	2,000	880,000	2,000	0
	40 繰入金	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	333,721,000	333,720,000	320,731,000	12,990,000
		保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	228,011,000	228,012,000	210,044,000	17,967,000
		未就学児均等割保険税繰入金	4,816,000	4,816,000	4,661,000	155,000
		産前産後保険税繰入金	1,286,000	1,286,000	1,945,000	▲ 659,000
		職員給与費等繰入金	245,641,000	216,411,000	230,183,000	15,458,000
		出産育児諸費繰入金	26,667,000	18,667,000	35,000,000	▲ 8,333,000
		財政安定化支援事業繰入金	34,426,000	34,426,000	38,042,000	▲ 3,616,000
		財政調整基金繰入金	145,028,000	117,806,000	224,983,000	▲ 79,955,000
		40款計	1,019,596,000	955,144,000	1,065,589,000	▲ 45,993,000
	45 繰越金	普通交付金繰越金	0	11,406,000	0	0
		前年度繰越金	1,000	1,584,000	1,000	0
		45款計	1,000	12,990,000	1,000	0
	50 諸収入	保険税延滞金	95,043,000	114,169,000	124,419,000	▲ 29,376,000
		第三者行為に伴う損害賠償金	14,000,000	7,700,000	15,000,000	▲ 1,000,000
		保険給付返納金	2,500,000	3,000,000	3,000,000	▲ 500,000
		高額療養費返納金	0	251,000	0	0
		雇用保険被保険者負担分	44,000	44,000	52,000	▲ 8,000
		50款計	111,587,000	125,164,000	142,471,000	▲ 30,884,000
歳入合計			11,343,000,000	11,725,266,000	11,667,000,000	▲ 324,000,000

単位：円

区分	款	内 記	①R 8当初予算	②R 7決算見込額	③R 7当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	歳出	05 総務費				
		一般職人件費	159,086,000	140,537,000	146,760,000	12,326,000
		会計年度任用職員人件費	29,204,000	28,644,000	29,715,000	▲ 511,000
		保険給付事務費	6,348,000	5,092,000	6,596,000	▲ 248,000
		保険者事務電算共同処理委託費	10,486,000	10,652,000	11,074,000	▲ 588,000
		保険証更新事業費	7,521,000	6,054,000	8,760,000	▲ 1,239,000
		損害賠償求償事務手数料	200,000	200,000	200,000	0
		ジェネリック医薬品利用促進事業費	574,000	532,000	807,000	▲ 233,000
		療養費支給申請書点検業務委託費	932,000	600,000	700,000	232,000
		医療費適正化対策事業諸経費	402,000	233,000	233,000	169,000
		国民健康保険システム改修費	7,835,000	16,456,000	660,000	7,175,000
		君津中央病院企業団保険事業負担金	0	20,981,000	0	0
		国民健康保険のオンライン資格確認等に係る運営負担金	983,000	1,034,000	1,034,000	▲ 51,000
		国民健康保険団体連合会負担金	2,801,000	2,835,000	2,867,000	▲ 66,000
		保険税賦課事務費	6,907,000	5,752,000	6,949,000	▲ 42,000
		保険税徴収事務費	8,480,000	9,554,000	9,554,000	▲ 1,074,000
		市税等コンビニエンスストア収納関係費	4,510,000	4,802,000	4,802,000	▲ 292,000
		国民健康保険事業の運営に関する協議会委員報酬	493,000	339,000	493,000	0
		国民健康保険事業の運営に関する協議会諸経費	212,000	73,000	194,000	18,000
			05款計	246,974,000	254,370,000	231,398,000

単位：円

区分	款	内 訳	①R 8当初予算	②R 7決算見込額	③R 7当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	10 保険給付費	療養給付費	6,469,692,000	6,829,071,000	6,782,021,000	▲ 312,329,000
		療養費	51,000,000	54,000,000	49,000,000	2,000,000
		審査支払手数料	24,693,000	23,978,000	26,357,000	▲ 1,664,000
		高額療養費	999,000,000	1,035,000,000	1,005,000,000	▲ 6,000,000
		高額介護合算療養費	2,000,000	1,900,000	2,000,000	0
		移送費	50,000	50,000	50,000	0
		出産育児一時金	40,000,000	28,000,000	52,500,000	▲ 12,500,000
		出産育児一時金支払手数料	17,000	11,000	23,000	▲ 6,000
		葬祭費	9,000,000	9,500,000	9,500,000	▲ 500,000
		傷病手当金	100,000	100,000	100,000	0
		10款計	7,595,552,000	7,981,610,000	7,926,551,000	▲ 330,999,000
	14 国民健康保険事業費納付金	医療給付費分	2,134,299,000	2,224,827,000	2,224,827,000	▲ 90,528,000
		後期高齢者支援金等分	803,711,000	818,096,000	818,096,000	▲ 14,385,000
		介護納付金分	297,820,000	271,612,000	271,612,000	26,208,000
		子ども・子育て支援納付金分	74,972,000	0	0	74,972,000
		14款計	3,310,802,000	3,314,535,000	3,314,535,000	▲ 3,733,000
	25 保健事業費	会計年度任用職員人件費	5,584,000	3,817,000	5,215,000	369,000
		特定健康診査等事業費	92,675,000	71,145,000	97,061,000	▲ 4,386,000
		医療費通知事務費	4,622,000	4,622,000	4,622,000	0
		国民健康保険制度趣旨普及事業費	829,000	416,000	746,000	83,000
		短期人間ドック助成事業費	58,160,000	57,040,000	59,040,000	▲ 880,000
		健康管理促進事業費	0	0	30,000	▲ 30,000
		25款計	161,870,000	137,040,000	166,714,000	▲ 4,844,000

単位：円

区分	款	内 訳	①R 8当初予算	②R 7決算見込額	③R 7当初予算	当初予算比較④ (①-③)
国民健康保険特別会計	30 基金積立金	財政調整基金積立金	1,000	879,000	1,000	0
		高額療養費貸付基金積立金	1,000	1,000	1,000	0
		30款計	2,000	880,000	2,000	0
	40 諸支出金	過年度保険税還付金	17,800,000	24,500,000	17,800,000	0
		特定健康診査等負担金返還金	0	2,320,000	0	0
		災害等臨時特例補助金返還金	0	11,000	0	0
		40款計	17,800,000	26,831,000	17,800,000	0
	45 予備費	予備費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0
		45款計	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0
	歳出合計			11,343,000,000	11,725,266,000	11,667,000,000

【一般会計予算（案）】

区分	款	内 訳	①R 8当初予算	②R 7決算見込額	③R 7当初予算	当初予算比較④ (①-③)
一般会計	60 国庫支出金	保険基盤安定負担金	114,005,000	114,005,000	105,021,000	8,984,000
		未就学児均等割保険税負担金	2,407,000	2,407,000	2,330,000	77,000
		産前産後保険税負担金	642,000	642,000	972,000	▲ 330,000
	65 県支出金	保険基盤安定負担金	307,292,000	307,292,000	293,059,000	14,233,000
		未就学児均等割保険税負担金	1,203,000	1,203,000	1,165,000	38,000
		産前産後保険税負担金	321,000	321,000	486,000	▲ 165,000
	15 民生費	職員給与等繰出金	245,641,000	216,411,000	230,183,000	15,458,000
		出産育児諸費繰出金	26,667,000	18,667,000	35,000,000	▲ 8,333,000
		財政安定化支援事業繰出金	34,426,000	34,426,000	38,042,000	▲ 3,616,000
		保険基盤安定繰出金（税軽減分）	333,720,000	333,720,000	320,731,000	12,989,000
		保険基盤安定繰出金（支援分）	228,012,000	228,012,000	210,044,000	17,968,000
		未就学児保険税均等割繰出金	4,816,000	4,816,000	4,661,000	155,000
		産前産後保険税繰出金	1,286,000	1,286,000	1,945,000	▲ 659,000

令和8年度 当初予算主要施策一覧表（歳入）

単位：千円

05款 国民健康保険税 05項 国民健康保険税

事業名等	令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等	
05目 国民健康保険税	・現年課税分	2,341,910	2,249,163	92,747	令和8年度から子育てに係る経済的支援の強化や子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充を図るため、「子ども・子育て支援金」を被保険者から徴収し、国に納付金として納付する。 <ul style="list-style-type: none"> ・医療給付費分 1,596,722 ・後期高齢者支援金分 508,792 ・介護納付費分 173,572 ・子ども・子育て支援金 62,824
	・滞納繰越分	173,308	201,698	△ 28,390	<ul style="list-style-type: none"> ・医療給付費分 126,365 ・後期高齢者支援金分 32,674 ・介護納付費分 14,269

10款 使用料及び手数料 05項 手数料

事業名等	令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等	
05目 総務手数料	・総務管理手数料	2	1	1	諸証明手数料

25款 県支出金 10項 県補助金

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
10目 国民健康保険 保健事業補助金	・国民健康保険 保健事業補助金	1,619	1,616		健康増進事業費補助金 ※40歳以上に対して実施する生活習慣病などの疾病予防対策等の健康増進事業に対する県補助金
20目 保険給付費等交付金	・普通交付金	7,529,935	7,846,428	△ 316,493	保険給付費に要する費用に対する県交付金 ※出産育児一時金及び葬祭費は含まない
	・特別交付金 保険者努力支援分	52,192	48,509	3,683	医療費適正化、健康づくり等の取組状況に応じて交付
	・特別交付金 特別調整交付金分(市町村分)	8,512	10,124	△ 1,612	災害等の特別な事情、制度改正に伴うシステム改修等を考慮して交付
	・特別交付金 県繰入金(2号分)	67,676	65,468	2,208	被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る取組に応じて交付
	・特別交付金 特定健康診査等負担金	36,660	35,930	730	特定健康診査等に要する費用に係る負担金

35款 財産収入 05項 財産運用収入

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
05目 利子及び配当金	・基金利子	2	2	0	・財政調整基金利子 1 ・高額療養費貸付基金利子 1

40款 繰入金 05項 一般会計繰入金

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
	・ 保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	333,721	320,731	12,990	保険税の軽減相当額を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、被保険者の保険税負担の緩和及び財政基盤の安定化を図る。 (負担割合：県3/4、市1/4)
	・ 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	228,011	210,044	17,967	保険税の軽減の対象となった被保険者数に応じて、平均保険税額の一定割合を一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、保険税負担の軽減を図るとともに、低所得者を多く抱える市町村を支援する。 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
	・ 未就学児均等割 保険税繰入金	4,816	4,661	155	未就学児の保険税均等割額を減額した額の相当額に対する繰入金 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
	・ 産前産後保険税繰入金	1,286	1,945	△ 659	産前産後期間における保険税の所得割額及び均等割額を減額した額の相当額に対する繰入金 (負担割合：国1/2、県1/4、市1/4)
	・ 職員給与費等繰入金	245,641	230,183	15,458	職員給与費及び事務費等の一般会計から国保特別会計への繰入金
	・ 出産育児諸費繰入金	26,667	35,000	△ 8,333	出産育児一時金の3分の2を一般会計から国保特別会計への繰入金
	・ 財政安定化支援事業繰入金	34,426	38,042	△ 3,616	低所得者の割合、高齢者の割合、病院の病床数等を根拠に国が算定し、一般会計から国保特別会計への繰入金

40款 繰入金 10項 基金繰入金

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
05目 財政調整基金繰入金	・ 財政調整基金繰入金	145,028	224,983	△ 79,955	財政調整基金から保険税収入不足分を繰入れ

単位：千円

45款 繰越金 05項 繰越金

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
10目 その他繰越金	・前年度繰越金	1	1	0	

50款 諸収入 05項 延滞金及び過料

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
05目 延滞金	・延滞金	95,043	124,419	△ 29,376	保険税延滞金

50款 諸収入 15項 雑入

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	事業内容等
05目 第三者納付金	・第三者納付金	14,000	15,000	△ 1,000	交通事故等第三者行為に伴う損害賠償金
15目 返納金	・返納金	2,500	3,000	△ 500	資格喪失等による保険給付費返納金

令和8年度 当初予算主要施策一覧表（歳出）

単位：千円

05款 総務費 05項 総務管理費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 一般管理費	保険給付事務費	6,348	6,596	△ 248	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送料 4,195 ・ 資格確認書 ・ 高額療養費支給勧奨通知 ・ 高額療養費支給決定通知 ・ 高額療養費支給事務用パソコン賃借料 915
	保険者事務電算共同処理委託費	10,486	11,074	△ 588	千葉県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託している資格異動喪失処理、診療報酬明細書等の作成、高額療養費の支給、医療費通知の作成等の委託費
	保険証更新事業費	7,521	8,760	△ 1,239	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格確認書等印刷費 2,544 ・ 資格確認書等郵送費 4,464 ・ 資格確認書等封入封緘委託料 513
	医療費適正化対策事業費	2,108	1,940	168	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害賠償求償事務手数料 200 ・ ジェネリック医薬品利用促進事業費 574 ・ 療養費支給申請書点検業務委託費 932 ・ 医療費適正化対策事業諸経費 402
	国民健康保険システム改修費	7,835	660	7,175	子ども・子育て支援納付金制度の導入に伴う国民健康保険システム改修費 (令和7年度)国民健康保険標準化システム導入に伴う高額療養費支給システム改修費
	国民健康保険のオンライン資格確認等に係る運営負担金	983	1,034	△ 51	オンラインで資格を確認できるようにすることで、医療機関は正しい資格情報を即座に確認でき、保険者は資格管理事務の効率化を図ることができます。各保険者が千葉県国民健康保険団体連合会に加入者数に応じて負担金を支払うことで、運営しています。
	国民健康保険団体連合会負担金	2,801	2,867	△ 66	保険者が国民健康保険事業を円滑に行うために千葉県国民健康保険団体連合会に支払う負担金

05款 総務費 10項 徴税費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 賦課徴収費	保険税賦課事務費	6,907	6,949	△ 42	納税通知書印刷費及び郵送料等
	保険税徴収事務費	12,990	14,356	△ 1,366	・督促状等印刷費、郵送料等 8,480 ・市税等コンビニエンスストア収納関係費 4,510

10款 保険給付費 5項 療養諸費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 療養給付費	療養給付費保険者負担金	6,469,692	6,782,021	△ 312,329	被保険者が医療機関で受診し、療養に要する費用から一部負担金を除く部分について、千葉県国民健康保険団体連合会を通じて保険給付する。
15目 療養費	療養費保険者負担金	51,000	49,000	2,000	被保険者が支払った舗装具代やはり・きゅうなどの施術代等について、申請に基づき自己負担分を除いた療養費を支給する。
25目 審査支払手数料	審査支払手数料	24,693	26,357	△ 1,664	千葉県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書(レセプト)の審査と診療報酬の支払いを委託しているため、その手数料を支払う。 レセプト 61円×400,000件 (R7: 61円×427,000件) 療養費 36円× 2,500件 (R7: 36円× 2,000件) 柔道整復 58円× 3,500件 (R7: 58円× 4,100件)

単位：千円

10款 保険給付費 10項 高額療養諸費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 高額療養費	高額療養費保険者負担金	999,000	1,005,000	△ 6,000	被保険者が医療機関で受診して、支払った一部負担金に対し、自己負担限度額を超える額を高額療養費として支給する。
15目 高額介護合算療養費	高額介護合算療養費保険者負担金	2,000	2,000	0	「医療保険」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するため、1年間（毎年8月から翌年7月末）に支払った各保険制度の自己負担額の合計が基準額を超えた場合、支給申請をすることにより、その超えた額を支給する。

10款 保険給付費 17項 出産育児諸費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 出産育児一時金	出産育児一時金	40,000	52,500	△ 12,500	被保険者が出産したときに、医療機関等から請求される出産費用は、出産育児一時金として50万円（産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合48万8千円）の範囲内で保険者から医療機関に直接支払う。 （被保険者の申出により、直接支払制度の利用を希望しないことも可） ・出産件数 80件（R7:105件）

10款 保険給付費 20項 葬祭諸費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 葬祭費	葬祭費	9,000	9,500	△ 500	被保険者が死亡したときは、その葬祭者に葬祭費として5万円を支給する。

14款 国民健康保険事業費納付金 5項 医療給付費分

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 医療給付費分	医療給付費分	2,134,299	2,224,827	△ 90,528	千葉県全体の保険給付費の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、年齢調整後の医療費水準及び所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。 当初予算編成後、千葉県から納付金の額を増額する通知があり、不足額については補正予算で増額措置する。 ・増額後の納付金の額 2,163,318千円

14款 国民健康保険事業費納付金 10項 後期高齢者支援金等分

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 後期高齢者支援金等分	後期高齢者支援金等分	803,711	818,096	△ 14,385	千葉県全体の後期高齢者支援金等分の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。 当初予算編成後、千葉県から納付金の額を増額する通知があり、不足額については補正予算で増額措置する。 ・増額後の納付金の額 808,458千円

14款 国民健康保険事業費納付金 15項 介護納付金分

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 介護納付金分	介護納付金分	297,820	271,612	26,208	千葉県全体の介護納付金の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。 当初予算編成後、千葉県から納付金の額を減額する通知があり、超過額については補正予算で減額措置する。 ・減額後の納付金の額 294,111千円

14款 国民健康保険事業費納付金 20項 子ども・子育て支援納付金分

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金分	74,972	0	74,972	千葉県全体の子ども・子育て支援納付金の見込みから、県全体の国民健康保険事業納付金の総額を算出し、所得水準に応じて割り当てられた納付金を千葉県に納める。 当初予算編成後、千葉県から納付金の額を増額する通知があり、不足額については補正予算で増額措置する。 ・増額後の納付金の額 80,959千円

25款 保健事業費 03項 特定健康診査等事業費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	92,675	97,061	△ 4,386	40歳から74歳までの被保険者を対象にした特定健康診査及び特定保健指導の実施

25款 保健事業費 05項 保健事業費

事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 保健衛生普及費	医療費通知事務費	4,622	4,622	0	年3回実施する医療費通知の郵送料
	短期人間ドック助成事業費	58,160	59,040	△ 880	短期人間ドック検査費用の7割を助成する事業（限度額6万円） ・人間ドック（脳ドック無）1,200人（R7:1,700人） ・人間ドック（脳ドック有）310人（R7:320人）
	健康管理促進事業費	0	30	△ 30	健康推進課に事業を移管し、令和7年度中に市役所及び各公民館に血圧計を新設する。

40款 諸支出金 05項 償還金及び還付加算金

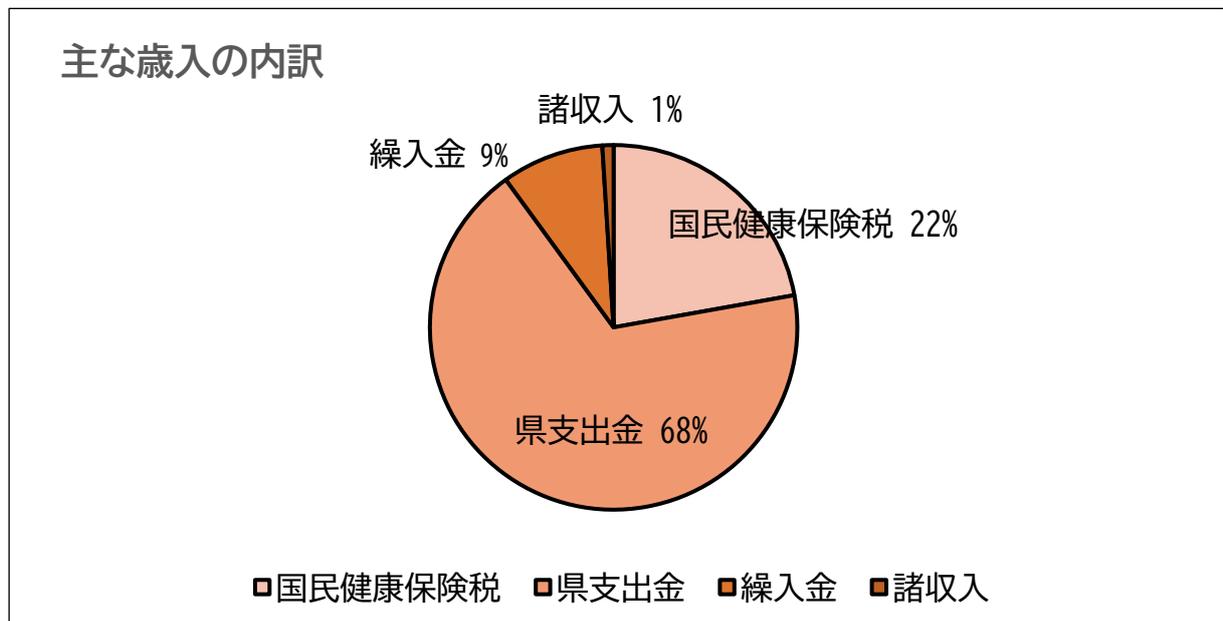
事業名等		令和8年度	令和7年度	比較	主な事業内容
05目 保険税還付金	過年度保険税還付金	17,800	17,800	0	過年度に納付された保険税が、所得更正や遡及して資格を喪失した等により過誤納が発生した場合における還付金

令和8年度 国民健康保険特別会計 歳入補足説明

1. 歳入項目別の内訳

歳入の内訳は、円グラフのとおりです。

収入の68%を医療給付費に相当する県支出金が占めています。次いで、被保険者から徴収する国民健康保険税が22%、法令により一般会計からの繰入が認められている繰入金等が9%で、その他の収入は合わせて1%です。



2. 予算項目別の令和8年度当初予算額と令和7年度当初予算額との増減

05 款 国民健康保険税 予算額 25 億 1,521 万 8 千円 (6,435 万 7 千円 増額)

国民健康保険から後期高齢者医療保険や被用者保険への移行により、国民健康保険の加入者は毎年減少しています。

しかしながら、前年度と比較して増額になっている要因は、子ども・子育て支援納付金の新設、及び令和6年3月に策定した「国民健康保険税率改定計画」に基づき税率を引き上げることから、前年度に比べて保険税収入が増額しました。

10 款 使用料及び手数料 予算額 2 千円 (1 千円 増額)

国民健康保険に加入していた期間の証明書等の発行手数料です。

15 款 国庫支出金 予算なし (増減なし)

マイナンバーカードの健康保険証利用の普及啓発、事務の効率化を推進する「市町村事務処理標準システム」の導入、災害対応で臨時の保険税減免を実施したときに国から支出される補助金等です。

当初予算編成時点では、国からの補助金がないため予算を計上していません。

25 款 県支出金 予算額 76 億 9,659 万 4 千円 (3 億 1,148 万 1 千円 減額)

国民健康保険広域化に伴い、県から交付される普通交付金が大部分を占め、その他市町村の事情に応じて交付される特別交付金があります。

被保険者が毎年減少しているため、医療費にあたる保険給付費が前年度より減額することを見込んでおり、普通交付金が 3 億 1,649 万 3 千円減額したことによるものです。

35 款 財産収入 予算額 2 千円 (増減なし)

国民健康保険財政調整基金、高額療養費貸付基金を定期預金で運用した利息です。

40 款 繰入金 予算額 10 億 1,959 万 6 千円 (4,599 万 3 千円 減額)

国民健康保険事業に係る職員の人件費等、法令により一般財源から国民健康保険特別会計へ繰り入れが認められている繰入金、財政調整基金からの繰入金等です。

保険基盤安定繰入金が 3,095 万 7 千円、職員給与費等繰入金が 1,545 万 8 千円それぞれ増額しますが、財政調整基金から保険税収入不足分による繰り入れを前年度より 7,995 万 5 千円減額します。

45 款 繰越金 予算額 1 千円 (増減なし)

繰越金は前年度における決算剰余金を繰り越したもので、当初予算編成時点では金額が明らかでないため予算措置として 1 千円を計上しています。

保険給付費等の実績額の減額により過大交付となった国・県交付金の返還金等に充てられます。

50 款 諸収入 予算額 1 億 1,158 万 7 千円 (3,088 万 4 千円 減額)

保険税の納入が期限に遅れた場合の延滞金、交通事故等加害者が負担すべき医療費に国民健康保険を使用したことに対する賠償金、資格を喪失した後に国民健康保険を使用したことに対する不当利得返還金等です。

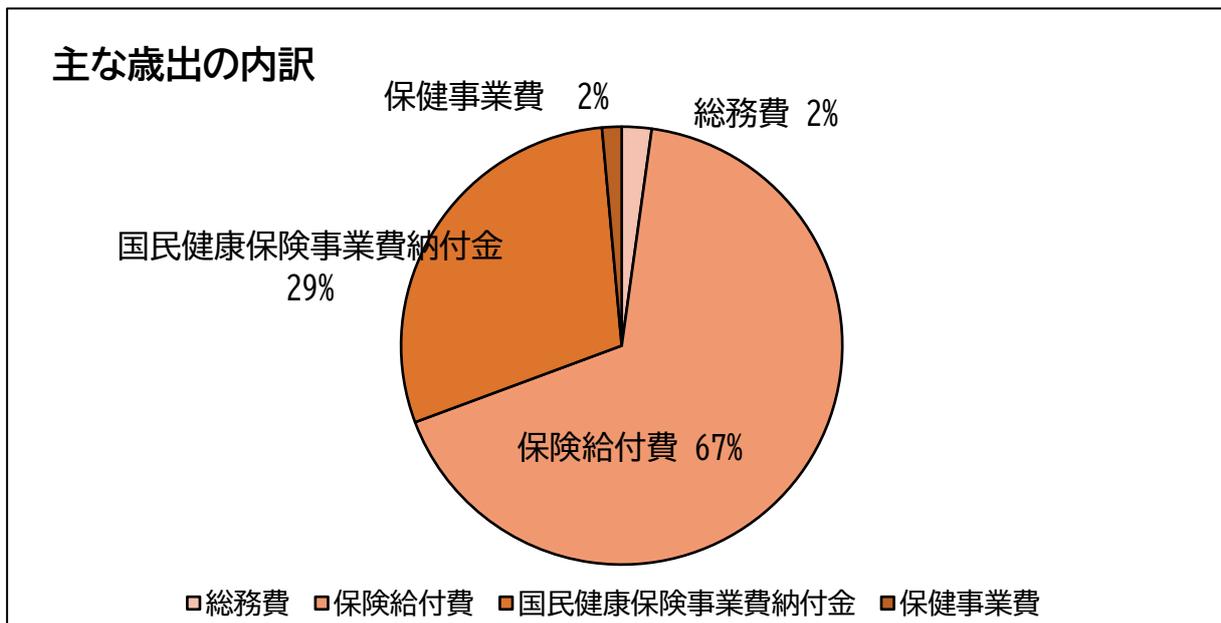
保険税延滞金による収入を 2,937 万 6 千円減額したことによるものです。

令和8年度 国民健康保険特別会計 歳出補足説明

1. 歳出項目別の内訳

主な歳出の内訳は下の円グラフのとおりです。

支出の67%を医療給付費である保険給付費が占めています。次いで、千葉県に納める事業費納付金が29%、人件費や事務費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施する保健事業費が2%です。



2. 予算項目別の令和8年度当初予算額と令和7年度当初予算額との増減

05 款 総務費 予算額 2 億 4,697 万 4 千円 (1,557 万 6 千円 増額)

人件費、事務費、システム改修費、運営協議会等の経費です。

一般職人件費を 1,232 万 6 千円、子ども・子育て支援納付金の導入に伴う国民健康保険システム改修費を 717 万 5 千円それぞれ増額したことにより、前年度より増額となりました。

10 款 保険給付費 予算額 75 億 9,555 万 2 千円 (3 億 3,099 万 9 千円 減額)

医療に係る保険者負担分等の費用です。

被保険者の減少に伴い、医療費である療養給付費が 3 億 1,232 万 9 千円減額、被保険者が出産したときに医療機関に直接支払う出産育児一時金が 1,250 万円減額、等によるものです。

14 款 国民健康保険事業費納付金 予算額 33 億 1,080 万 2 千円
(373 万 3 千円 減額)

国民健康保険広域化により開始した千葉県への納付金です。令和 8 年度から子ども・子育て支援納付金分が追加されました。

被保険者数の減少により、納付金の額が減額となっています。

医療給付費と見込まれる金額のうち、国・県からの補助金を除いた金額を県に納付します。

広域化前は、医療給付費のうち、国・県の補助金を除いた金額を保険税として被保険者から徴収していたため、単年度で収支不足（いわゆる赤字）が発生すると財政調整基金からの取り崩しや、市の一般財源から補填する必要がありました。

広域化により、その年度の医療給付費分は県から交付されるため、次年度以降で計画的に均衡を図ることができるようになりました。

25 款 保健事業費 予算額 1 億 6,187 万円 (484 万 4 千円 減額)

特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等、被保険者の衛生、保健向上を図る事業の費用です。

特定健康診査等事業費が 438 万 6 千円減額となりました。

特定健康診査の対象者は 40 歳から 74 歳までの被保険者です。後期高齢者医療保険や被用者保険への移行により、対象者が減少すると見込んでいます。

30 款 基金積立金 予算額 2 千円（増減なし）

財政調整基金に積み立てるほか、同基金及び高額療養費貸付基金の運用から生じる利息を基金に編入します。

40 款 諸支出金 予算額 1,780 万円（増減なし）

国民健康保険税の過誤納付への還付金、実績報告により過大交付が判明した国・県交付金等への返還金です。

国・県交付金の返還金は補正予算にて計上するため、当初予算では、保険税還付金を予算計上しております。

45 款 予備費 予算額 1,000 万円（増減なし）

補正予算では対応できないような支出に対応するための費用です。

諮問事項 3

木更津市国民健康保険税率改定計画

令和6年3月 策定

令和7年2月 改訂

令和8年2月 改訂

木 更 津 市

目 次

第1	計画の策定にあたって	1
1.	策定の背景	1
2.	策定の目的	1
3.	計画期間	1
4.	計画の見直し	1
第2	本市の国民健康保険の現状	2
1.	被保険者数	2
2.	財政収支等の状況	2
3.	保険税の賦課方法	3
4.	保険税の収納率	3
5.	一人当たりの医療費	4
第3	保険税率の決め方	5
1.	被保険者数等の見通し	5
2.	国民健康保険制度広域化前の保険税の決め方	7
3.	国民健康保険制度広域化後の保険税の考え方	7
4.	国民健康保険制度の広域化により国民健康保険 財政はどのように変わったか	7
5.	本市における保険税の今後のあり方	8
第4	財政調整基金の取扱い	13
1.	財政調整基金の繰入れ	13
2.	今後の財政調整基金の考え方	14

第1 計画の策定にあたって

1. 策定の背景

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度です。

そのため、年齢構成が高く、無職者や非正規雇用労働者等の低所得の加入者が多いことから所得に占める保険税の負担が重く、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれてきました。

このような状況を踏まえ、平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第31号）により、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は、引き続き、資格管理や保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うこととなりました。

都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に必要な費用の全額を都道府県から交付されることとなり、財政運営の安定化が図られた一方で、保険税水準は市町村ごとに異なる状況が続いています。こうしたなか、国は令和5年6月に「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、保険税水準の統一については、「市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に、都道府県内の保険税水準の『完全統一』を目指すことが望ましい。」としました。

また、令和6年4月1日から施行された改正国民健康保険法（令和5年法律第31号）により、都道府県が策定する国民健康保険運営方針において、保険税水準の平準化に関する事項を記載することになりました。

2. 策定の目的

本市の国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、保険税水準の統一化を進めるために本計画を策定するものとします。

3. 計画期間

令和6年4月1日から令和12年3月31日までとします。

4. 計画の見直し

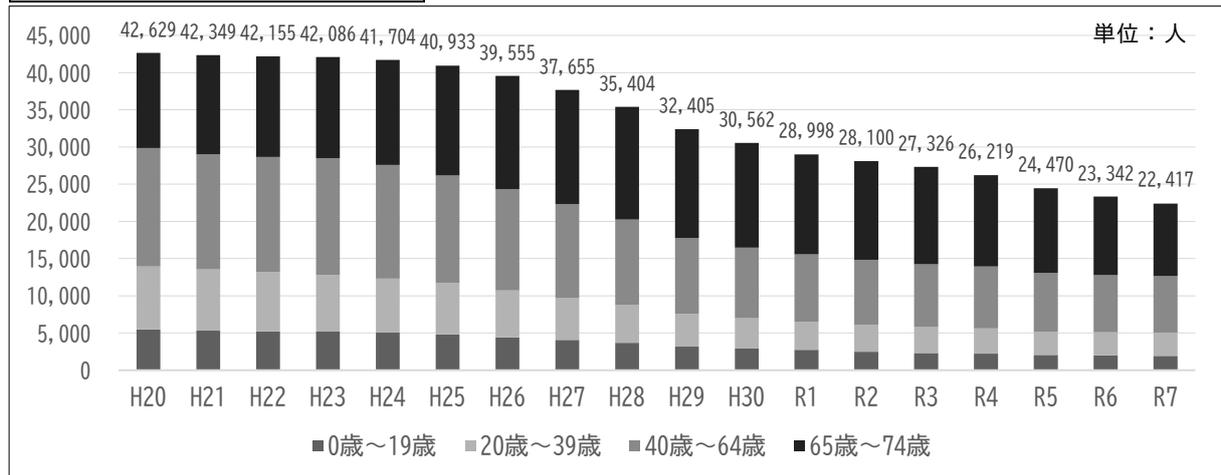
この計画は、千葉県が市町村標準保険税率を改定したときに見直すものとし、木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会と情報共有を図るものとします。

第2 本市の国民健康保険の現状

1. 被保険者数

本市の国民健康保険の被保険者数は、後期高齢者医療保険制度が開始した平成20年度以降、年々減少しています。

図表1 被保険者数の推移



出典：国民健康保険実態調査報告

2. 財政収支等の状況

平成30年度から都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、保険給付に要する費用を都道府県が各市町村へ支払うこととなったことから、保険給付費の急増に対する財政運営上のリスクが大幅に解消されました。

図表2 財政収支等の状況（国民健康保険特別会計）

区分	No.	科目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
歳入	1	保険税（現年度分）	2,753,362	2,633,313	2,505,667	2,476,404	2,469,541	2,511,007	2,300,027	2,298,948
	2	保険税（滞納繰越分）	487,563	442,891	424,571	418,333	378,041	345,388	288,066	209,400
	3	国庫支出金	3,043,062	0	2,313	25,508	7,479	40	393	15,515
	4	療養給付費交付金	137,189	0	0	0	0	0	0	0
	5	前期高齢者交付金	4,326,144	0	0	0	0	0	0	0
	6	県支出金	767,397	8,950,742	8,770,341	8,565,086	8,835,995	8,539,640	8,279,630	7,933,301
	7	共同事業交付金	3,369,557	0	0	0	0	0	0	0
	8	一般会計繰入金	927,413	898,743	870,845	855,203	852,130	845,291	840,440	801,065
	9	基金繰入金	0	205,084	4,616	0	0	0	295,695	176,844
	10	繰越金	1,673	1	8,539	24,374	17,514	10,069	35,086	15,208
	11	その他の収入	115,991	89,057	94,969	118,808	134,199	182,342	193,858	172,860
		合計	15,929,351	13,219,831	12,681,861	12,483,716	12,694,899	12,433,777	12,233,195	11,623,141
歳出	12	総務費	246,034	228,923	221,764	222,204	212,766	203,512	218,364	239,645
	13	保険給付費	9,161,236	8,811,306	8,649,328	8,445,016	8,700,340	8,445,095	8,156,181	7,813,211
	14	拠出金	2,574,761	0	0	0	0	0	0	0
	15	国民健康保険事業納付金	0	3,663,973	3,527,607	3,435,616	3,429,030	3,360,934	3,559,180	3,395,840
	16	保健事業費	167,874	165,366	156,433	143,598	143,576	137,610	132,709	127,088
	17	その他の支出	3,578,493	244,422	17,421	28,532	15,253	29,024	49,279	16,512
		合計	15,728,398	13,113,990	12,572,553	12,274,966	12,500,965	12,176,175	12,115,713	11,592,296

出典：木更津市決算書

3. 保険税の賦課方法

本市の賦課方式（医療保険分）は、平成30年度に資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式を採用しています。君津圏域においては、君津市及び袖ヶ浦市が3方式を採用し、富津市が所得割・均等割の2方式を採用しています。

図表3 保険税の賦課方法に関する状況（令和7年度）

単位：円

保険者名	医療保険分				後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
木更津市	8.10%	20,000	24,000	660,000	2.13%	12,000	260,000	1.44%	14,000	170,000
君津市	7.43%	21,000	25,000	660,000	1.98%	12,000	260,000	1.94%	10,000	170,000
富津市	6.90%	39,000		660,000	2.40%	13,000	260,000	2.40%	14,000	170,000
袖ヶ浦市	7.50%	20,000	24,000	660,000	2.60%	14,000	260,000	2.40%	16,000	170,000

木更津市保険年金課 作成

4. 保険税の収納率

本市の保険税収納率は、県内市町村平均収納率を大きく下回っていましたが、年々収納率が向上し、令和5年度において県内市町村平均収納率を上回りました。

図表4 保険税収納率（現年度分）の推移

単位：千円

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調 定 額	2,744,159	2,699,228	2,710,230	2,445,846	2,447,487
収入済額	2,471,020	2,462,056	2,498,459	2,292,162	2,289,335
収 納 率	90.05%	91.21%	92.19%	93.72%	93.54%
県内市町村 平均収納率	91.69%	92.31%	92.43%	92.82%	92.73%

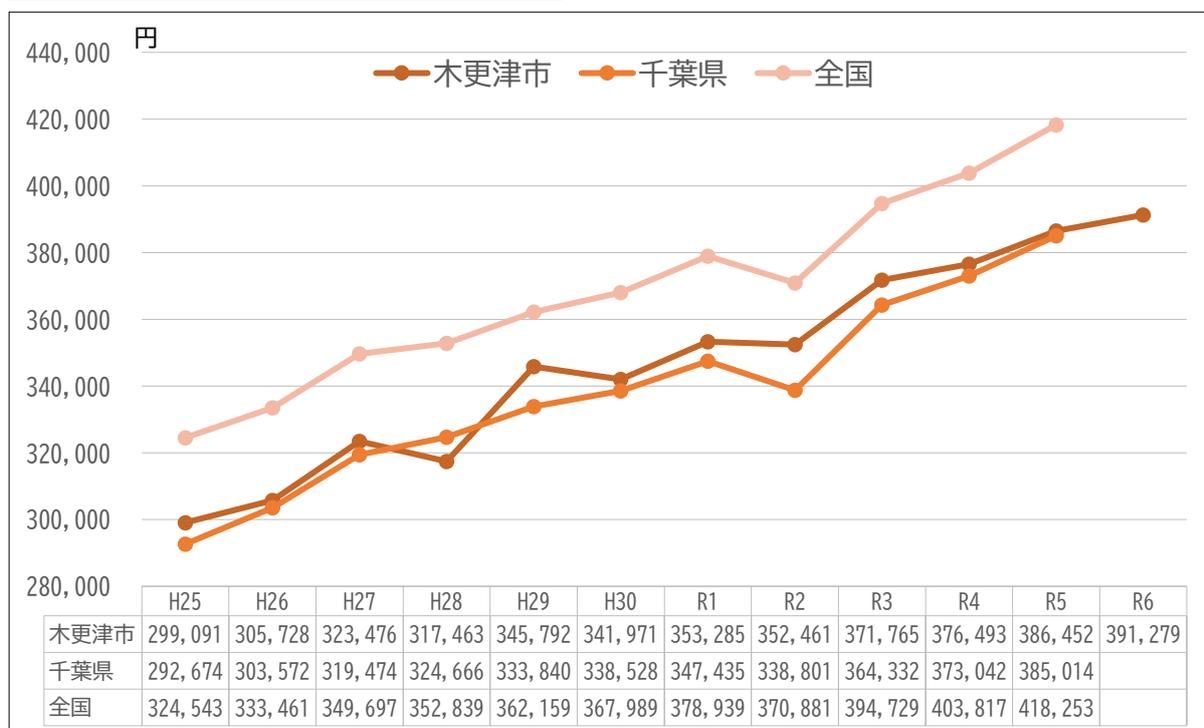
出典：木更津市決算書

国民健康保険事業年報

5. 一人当たりの医療費

本市の一人当たりの医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等により増加傾向になっており、県平均とは同水準、全国平均より低い水準で推移しています。

図表5 一人当たりの医療費の推移



出典：国民健康保険事業年報

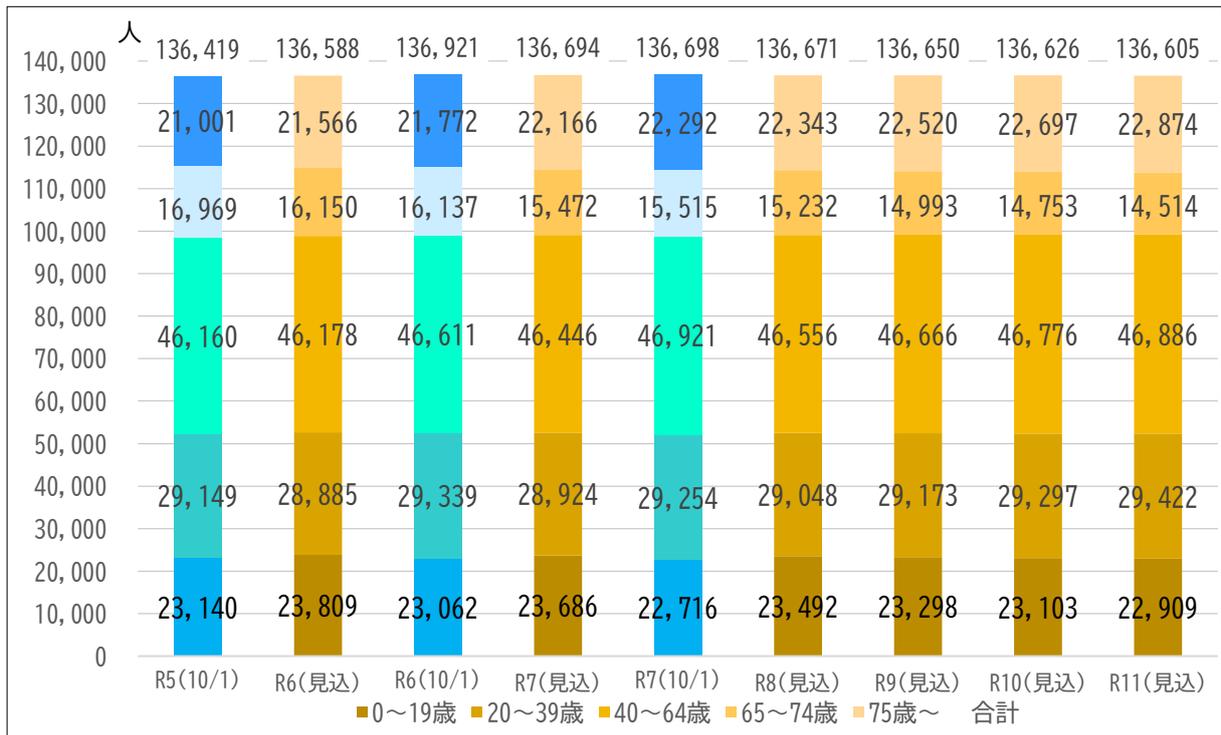
第3 保険税率の決め方

1. 被保険者数等の見通し

① 将来推計人口

総人口は横ばいで推移するものの20歳未満人口が減少し、75歳以上の後期高齢者人口が増加する見込みとなっています。

図表6 将来推計人口



出典：令和5年度～令和7年度 木更津市住民基本台帳人口（10月1日時点）

令和6年度～ 木更津市第3次基本計画 将来推計人口

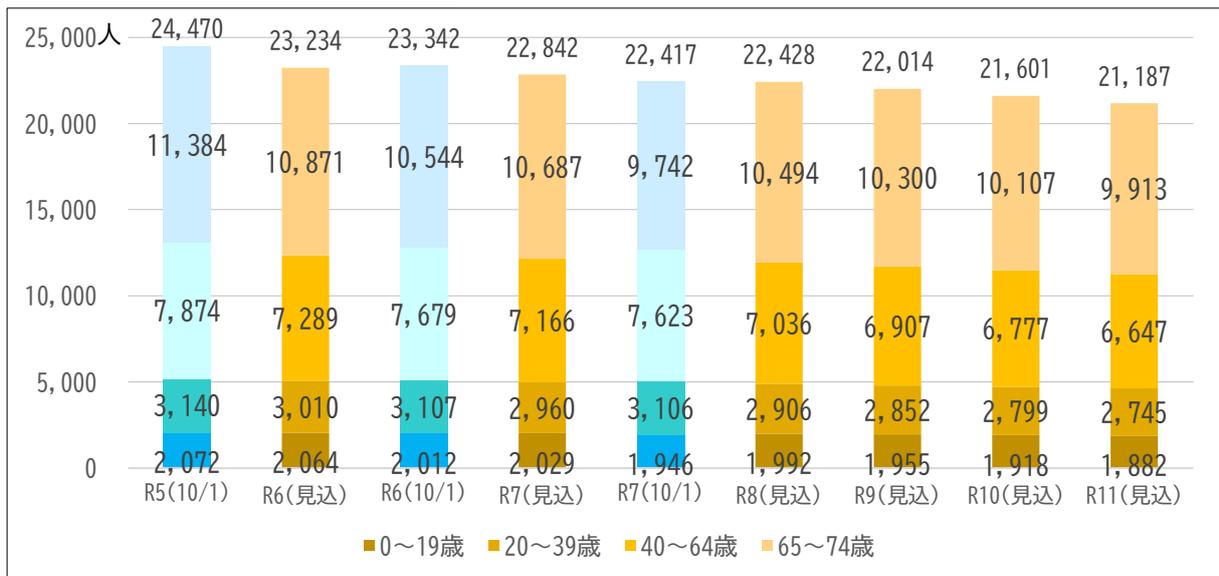
② 被保険者数の見通し

近年の被保険者数の動向や将来推計人口を参考に、計画期間の最終年度である令和11年度までの被保険者数の推計を行ったところ、令和11年度の被保険者数は21,187人となり、令和5年度と比較して3,283人減少する見通しとなっています。

令和6年10月から従業員51人以上100人以下の企業に短時間労働者への被用者保険の加入が義務化され、更なる被用者保険の適用が拡大されました。

また、高齢者就労の増加が見込まれることから、低所得の被保険者が増加することが見込まれます。

図表7 被保険者数の見通し

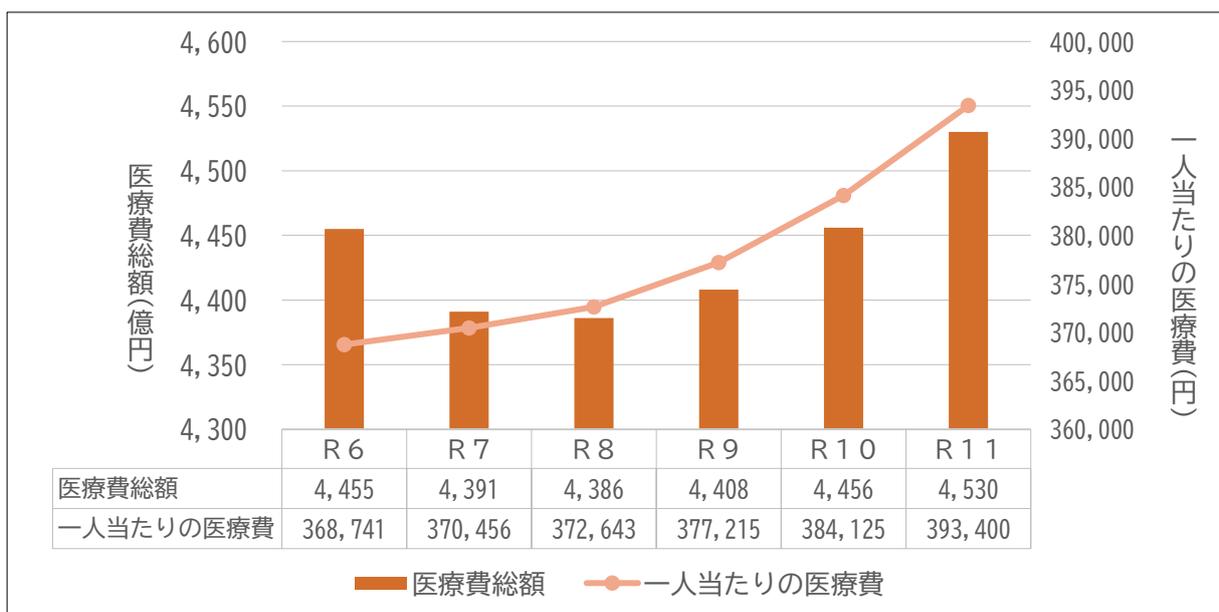


木更津市保険年金課 作成

③ 医療費の見通し

千葉県が令和6年3月に策定した第2期千葉県国民健康保険運営方針によると、一人当たりの医療費は、令和6年度の368,741円から令和11年度の393,400円と、24,659円の増加(+6.7%)、医療費総額は、令和6年度の4,455億円から令和11年度の4,530億円と、75億円の増加(+1.7%)が見込まれます。

図表8 医療費の見通し（千葉県）



出典：第2期千葉県国民健康保険運営方針

2. 国民健康保険制度広域化前の保険税の決め方

国民健康保険広域化前においては、各市町村が財政運営を行うにあたって、それぞれ、保険給付費を推計し、この推計額から国及び都道府県による負担金などによる収入を控除して保険税収納必要額を算出し、それを基に保険税率を決定していました（図表9）。

図表9 広域化前の医療費の費用負担の割合

保険税 = 30	公費（国や都道府県からの交付金・負担金） = 70	
保険税 = 30	公費（国や都道府県からの交付金・負担金） = 70	一般会計 = 5

ただし、保険税収入と公費等による収入だけでは保険給付費を賄うことができず、決算補填を目的とする法定外の一般会計からの繰入れを行っている市町村も多いという状況でした。

これは、予算で見込んでいた保険給付費「100」に対して、高額な治療を受ける被保険者が多かった等の理由で保険給付費「105」を支出してしまったとすると、予算をオーバーした「5」の保険給付費を一般会計から繰り入れる、というようなケースになります。

3. 国民健康保険制度広域化後の保険税の考え方

都道府県が市町村とともに国民健康保険を運営することとし、標準的な住民負担の「見える化」や将来的な保険税水準の統一を図る観点から、都道府県が医療費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準及び被保険者数を考慮して財政運営の責任主体である都道府県が市町村ごとの標準保険税率を定めることとしました。

しかしながら、多くの地域では同一都道府県内の市町村間で医療費水準等に差異があり、また、保険税の算定方式のばらつきも見られ、医療サービスの水準に地域差がある都道府県においては、被保険者が受けられる医療サービスに見合わない保険税負担とならないような配慮が必要になります。

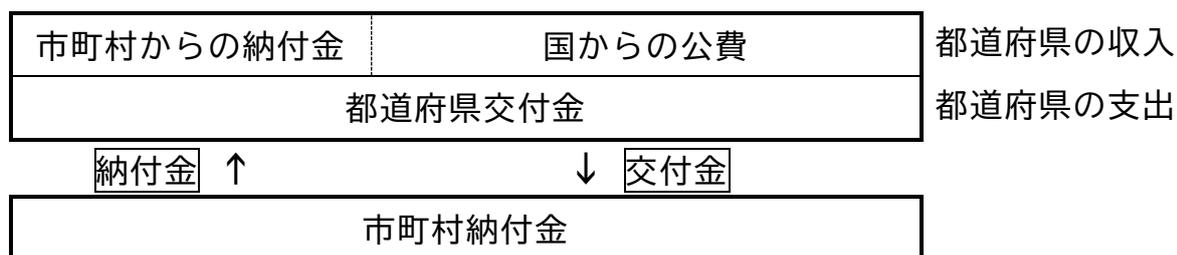
4. 国民健康保険制度の広域化により国民健康保険財政はどのように変わったか

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体になったことにより、保険給付費の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準と所得水準、被保険者数を基に国民健康保険事業費納付金の額を決定するとともに、都道府県が設定する算定方式に基づいて市町村ごとの標準保険税率を算定・公表します。

都道府県は、保険給付に必要な費用を、市町村に支払うこと（保険給付費等交付金の交付）により、国民健康保険財政の「入」と「出」を管理します。

市町村は、都道府県の示す標準保険税率等を参考に、それぞれの保険税算定方式や見込収納率に基づき、医療分、後期高齢者支援分及び介護分それぞれの保険税率を定め、保険税を賦課・徴収し、納付金を都道府県に納付します（図表10）。

図表10 広域化後の医療費の費用負担



都道府県は、保険給付費に相当する交付金を市町村に交付することで、市町村は財政の安定化がはかられます。

その代わりに、都道府県は市町村が集めるべき金額（保険給付費から公費を差し引いた額）を計算し、その額を納付金として徴収します。この納付金が概ね保険税として集めるべき金額となります。

このため、市町村は突発的な保険給付費の増額に対して、一般会計からの繰入れや保険税の変動が抑えられます。保険給付費が変動した分は、都道府県全体で翌年度以降の納付金の算定に反映されるため、保険税率が上がるとしても、単独市町村の場合と比べて緩やかな変動となります。

5. 本市における保険税率の今後のあり方

国の動向として、都道府県内では被保険者の所得と世帯構成が同じならば、保険税額が同一になるという「保険税水準の完全統一化」を目標とし、都道府県が策定する令和6年度から令和11年度までの都道府県国民健康保険運営方針にも統一化を明記することになりました。

国民健康保険制度の広域化前は、市町村ごとに国民健康保険会計の「歳入」と「歳出」の予算をたて、必要な金額を集めることができるよう保険税率を決定していました。しかし、広域化後は、都道府県が推計した医療費見込、所得水準、被保険者数を基に「国民健康保険事業費等納付金」が定められ、市町村はその額を納付するようになりました。

図表 1 1 国民健康保険事業費等納付金の推移

単位：円

年度	医療分	支援金分	介護分	子ども分	納付額合計
R元	2,475,249,284	830,274,619	222,082,798		3,527,606,701
R 2	2,287,804,014	852,835,200	294,976,898		3,435,616,112
R 3	2,228,778,223	841,999,459	358,253,000		3,429,030,682
R 4	2,230,060,326	805,402,815	325,470,658		3,360,933,799
R 5	2,349,803,962	901,462,287	307,913,721		3,559,179,970
R 6	2,265,485,135	846,303,514	284,051,826		3,395,840,475
R 7	2,224,826,247	818,095,659	271,611,134		3,314,533,040
R 8	2,163,317,637	808,457,061	294,110,824	80,958,068	3,346,843,590

出典：千葉県ホームページ 国民健康保険の標準保険料率等の公表について

また、千葉県が決定した納付金を集めることができるよう「市町村標準保険税率」は定められています。

令和12年度以降の対象期間にかかる千葉県国民健康保険運営方針において保険税水準の統一化が盛り込まれた場合、統一保険税率の目安としては、千葉県が毎年策定し、公表している「市町村標準保険税率」が考えられます。

そこで、税率の変動が急激なものとならないよう、本市では、令和11年度までに統一保険税率（＝市町村標準保険税率）に近い水準の税率にすることを目標とします。

図表 1 2 市町村標準保険税率（市町村算定方式）の推移

区 分		年 度						
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
医療分	所得割率(%)	7.30	7.44	7.45	7.51	8.50	8.10	8.51
	均等割額(円)	17,029	17,201	17,863	19,523	18,524	19,891	18,309
	平等割額(円)	20,042	20,444	20,470	22,747	22,298	23,915	22,234
支援金分	所得割率(%)	2.49	2.58	2.43	2.61	2.91	2.66	2.71
	均等割額(円)	13,321	13,614	13,352	15,692	14,622	15,249	15,211
介護分	所得割率(%)	1.85	2.46	2.23	1.92	2.22	2.00	2.12
	均等割額(円)	17,147	21,824	20,204	18,856	16,668	17,696	19,071
子ども分	所得割率(%)	/						0.28
	均等割額(円)							1,781
	18歳以上均等割額(円)							121

出典：千葉県ホームページ 国民健康保険の標準保険料率等の公表について

令和6年度において、千葉県が公表している市町村標準保険税率が著しく引き上げられたことから、将来、県内統一保険税率になることを見据えて、段階的に税率を上げていくこととし、令和11年度に市町村標準保険税率と一致させるため、市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていくよう改定します。

国は、令和6年6月に策定した保険料水準統一加速化プラン（第2版）において、「保険税水準の完全統一化」を遅くとも令和17年度までの移行を目標としており、千葉県においても第2期千葉県国民健康保険運営方針の令和8年度に行う中間見直しにおいて、完全統一の目標年度を明記することとしました。

図表 1 3 保険税率改定計画

ケース 1 : 夫 70 歳 (公的年金収入 250 万円) ・ 妻 68 歳 (公的年金収入 80 万円)

ケース 2 : 夫 40 歳 (事業所得 300 万円) ・ 妻 40 歳 (収入なし) ・ 子 2 人 (就学児)

区 分		年 度							
		R 5 税率	R 6 税率	R 7 税率	R 8 標準税率	R 8 税率	R 9 税率	R 10 税率	R 11 税率
医療分	所得割率 (%)	8.01	8.10	8.10	8.52	8.21	8.32	8.42	8.52
	均等割額 (円)	20,000	18,000	20,000	18,336	18,000	18,000	18,000	18,000
	平等割額 (円)	24,000	22,000	24,000	22,266	22,000	22,000	22,000	22,000
支援金分	所得割率 (%)	1.80	1.99	2.13	2.71	2.28	2.43	2.57	2.71
	均等割額 (円)	10,000	11,000	12,000	15,221	13,000	14,000	15,000	15,000
介護分	所得割率 (%)	1.10	1.29	1.44	2.12	1.61	1.78	1.95	2.12
	均等割額 (円)	10,000	12,000	14,000	19,088	16,000	17,000	18,000	19,000
子ども分	所得割率 (%)				0.28	0.28	0.28	0.28	0.28
	均等割額 (円)				1,782	1,800	1,800	1,800	1,800
	18歳以上均等割額 (円)				121	100	100	100	100
税額	ケース 1	162,200	161,800	169,500	186,800	175,400	179,500	183,400	185,700
	ケース 2	444,200	454,300	479,800	548,600	499,600	516,800	533,300	545,800

木更津市保険年金課 作成

令和 8 年度については、目標の最終年度である令和 1 1 年度までに 4 年度ありますので、千葉県が策定する市町村標準保険税率との差をそれぞれ 4 分の 1 ずつ近づけるよう税率を改定します。

なお、市町村標準保険税率は毎年改定されるため、その改定を加味したうえで残りの年度で割って求めます。

仮に、令和 9 年度市町村標準保険税率が、

- ・ 医療分 所得割率 8.20% 均等割額 18,000 円 平等割額 22,000 円
 - ・ 支援金分 所得割率 2.80% 均等割額 16,000 円
 - ・ 介護分 所得割率 2.20% 均等割額 20,000 円
 - ・ 子ども分 所得割率 0.40% 均等割額 2,000 円、18 歳以上均等割額 200 円
- のとおり、改定された場合は、図表 1 4 のとおり改定計画を改めます。

図表 1 4 市町村標準保険税率改定後の保険税率改定計画

ケース 1 : 夫 70 歳 (公的年金収入 250 万円) ・ 妻 68 歳 (公的年金収入 80 万円)

ケース 2 : 夫 40 歳 (事業所得 300 万円) ・ 妻 40 歳 (収入なし) ・ 子 2 人 (就学児)

区 分		年 度		R 6	R 7	R 8	R 9	R 9	R 10	R 11
		税率	税率	税率	標準税率	税率	税率	税率		
医療分	所得割率(%)	8.10	8.10	8.21	8.20	8.20	8.20	8.20	8.20	
	均等割額(円)	18,000	20,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
	平等割額(円)	22,000	24,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	
支援金分	所得割率(%)	1.99	2.13	2.28	2.80	2.46	2.63	2.80		
	均等割額(円)	11,000	12,000	13,000	16,000	14,000	15,000	16,000		
介護分	所得割率(%)	1.29	1.44	1.61	2.20	1.81	2.01	2.20		
	均等割額(円)	12,000	14,000	16,000	20,000	18,000	19,000	20,000		
子ども分	所得割率(%)			0.28	0.40	0.40	0.40	0.40		
	均等割額(円)			1,800	2,000	2,000	2,000	2,000		
	18歳以上均等割額(円)			100	200	200	200	200		
税額	ケース 1	161,800	169,500	175,400	186,800	180,300	183,600	186,800		
	ケース 2	454,300	479,800	499,600	551,700	521,000	536,400	551,700		

木更津市保険年金課 作成

第4 財政調整基金の取扱い

1. 財政調整基金の繰入れ

国民健康保険特別会計財政調整基金（以下「基金」といいます。）とは、国民健康保険事業の健全な発展に資するため、「木更津市国民健康保険特別会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例」により設置が定められています。

広域化前は、木更津市のみで国民健康保険特別会計を賄っており、単年度収支が黒字になることは稀でした。そのため、医療費が見込みを上回った場合、歳出に対する歳入が不足することとなり、一般会計から法定外の繰入れをしていました。

広域化後は、医療費の全額が千葉県から普通交付金として交付されることとなりましたので、赤字になる最大要因はなくなり、保険税の収納率も年々**向上**していることから令和元年度以降は黒字になっており、歳入と歳出の差額である決算剰余金を基金に積み立てています。

図表15 財政調整基金残高の推移

単位：円

年 度	年度初残高	積立額	取崩額	増減額	年度末残高
平成27年度	1,016,392	1,000,254	0	1,000,254	2,016,646
平成28年度	2,016,646	1,040,201	0	1,040,201	3,056,847
平成29年度	3,056,847	1,075,303	0	1,075,303	4,132,150
平成30年度	4,132,150	201,588,229	205,084,000	▲3,495,771	636,379
令和元年度	636,379	98,099,556	4,616,000	93,483,556	94,119,935
令和2年度	94,119,935	85,489,392	0	85,489,392	179,609,327
令和3年度	179,609,327	191,458,744	0	191,458,744	371,068,071
令和4年度	371,068,071	184,840,601	0	184,840,601	555,908,672
令和5年度	555,908,672	222,558,446	295,695,000	▲73,136,554	482,772,118
令和6年度	482,772,118	102,379,643	176,844,000	▲74,464,357	408,307,761
令和7年度	408,307,761	17,853,610	117,806,000	▲99,952,390	308,355,371
令和8年度	308,355,371		145,030,000	▲145,030,000	163,325,371

備考：令和7年度取崩額 令和8年3月補正予算

令和8年度取崩額 令和8年度当初予算（案）

木更津市保険年金課 作成

2. 今後の財政調整基金の考え方

基金を取り崩して保険税を下げた場合、翌年以降に充当する基金がなければ保険税は上がることとなりますので、急激な変動があった場合、被保険者は納税の予定が立てられず、保険者である市としても安定した税収が見込めないこととなります。

そのため、保険税額が急激な増額にならないよう、緩和するための調整弁として一定の金額は基金を確保する必要があります。

国民健康保険特別会計の歳出のうち、2割を現年度分の保険税で賄っているので、金額が大きい歳出の2割を基金として確保することで、調整ははかれるものと考えます。

また、歳出のうち、7割は保険給付を占めていますが、保険給付は千葉県からの交付金で賄うこととなりますので、次に大きな歳出である「国民健康保険事業費等納付金」に留意することとします。

図表11のとおり、千葉県に支払う納付金は年度平均で約34億5千万円であり、その2割分は約6億9千万円となります。そのため、原則として、基金残高が6億9千万円を上回る場合には、その金額を保険税で賄うべき収入に充当し、保険税率を決定するものとしします。

令和6年度以降は県内保険税率の統一化に向けて、この改定計画で示した保険税率を設定することとしますが、令和6年度は令和5年度と比較すると急激に市町村標準保険税率が引き上がったため、改定計画で示した保険税率を設定しつつ、基金を充当することで納める保険税額が急激な増額にならないように配慮します。

今後は、被保険者数の減少に伴い、医療費総額は減額となる見込みですが、過去の推計を基に千葉県が決定する納付金に反映されるまでは一定の時間を要することとなります。

そのため、基金を使い果たした場合には、保険税率の設定を前倒しすることで、必要な保険税収入額に不足が生じないよう保険税率を改定することとします。

諮問事項4

木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

1. 改正理由

- (1) 保険税率の改定
- (2) 子ども・子育て支援納付金の新設
- (3) 課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げ

2. 改正内容

(1) 保険税率の改定

「木更津市国民健康保険税率改定計画（令和8年2月改訂案）」に基づき、下表のとおり税率を改定します。

区 分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割率	所得金額の8.21% (R7年度から0.11%増)	所得金額の2.28% (R7年度から0.15%増)	所得金額の1.61% (R7年度から0.17%増)
均等割額	1人あたり 18,000円 (R7年度から2,000円減)	1人あたり 13,000円 (R7年度から1,000円増)	1人あたり 16,000円 (R7年度から2,000円増)
平等割額	1世帯あたり 22,000円 (R7年度から2,000円減)	—	—
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円

(2) 子ども・子育て支援納付金の新設

令和8年度から公的医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ等）が保険料と合わせて子ども・子育て支援金を被保険者から徴収し、国に納付金として納付します。

子ども・子育て支援納付金は、子育てに係る経済的支援の強化、子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、児童手当の拡充などの取組の財源として活用されます。

子ども・子育て支援納付金の税率等については、「木更津市国民健康保険税率改定計画（令和8年2月改訂案）」に基づき設定します。

【子ども・子育て支援納付金分の税率】

所得割率・・・・・・・・所得金額の 0.28%

均等割額・・・・・・・・1人あたり 1,800円

18歳以上均等割額・・1人あたり 100円

18歳以上均等割額とは、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）は均等割額を10割軽減することとしており、この軽減に要する費用は、18歳以上の被保険者で賄うこととなるため、18歳以上被保険者に追加する均等割額となります。

子ども・子育て支援納付金の保険税額の一例は、以下のとおりです。

- ・ 高齢夫婦世帯（夫70歳 年金250万円、妻68歳 年金80万円） 年間5,700円
- ・ 夫婦子2人世帯（夫40歳 事業所得300万円、妻40歳 収入無、小学生2人） 年間10,900円

（3）課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げ

「令和8年度税制改正の大綱」（令和7年12月26日閣議決定）において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することに伴い、「地方税法施行令の一部を改正する政令」の公布により、条例を改正します。

- ① 基礎課税額（医療保険分）の限度額の引き上げ 「66万円」→「67万円」
→ 高所得層により多くの負担をいただくため、限度額を引き上げます。
- ② 子ども・子育て支援納付金の限度額の新設 「3万円」
→ 国は、限度額超過世帯の割合が概ね0.5%~1.5%なるように決定しました。
- ③ 5割軽減世帯となる判定基準所得の引き上げ 「30万5千円」→「31万円」
- ④ 2割軽減世帯となる判定基準所得の引き上げ 「56万円」→「57万円」
→ 消費者物価の上昇等における経済動向を踏まえ、軽減判定所得を引き上げることで、低所得層の保険税の負担軽減を図るために変更します。

3. 施行期日

令和8年4月1日

4. 改正条例の公布時期

(1) 保険税率の改定

令和8年3月市議会定例会に提案し、市議会の議決をもって公布します。

(公布予定日：令和8年3月20日)

(2) 子ども・子育て支援納付金の新設、課税限度額及び軽減判定所得額の引き上げ

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布により条例を改正します。

改正政令は毎年3月下旬に公布され、その改正事項は令和8年度国民健康保険税から適用させることから、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、市長の専決処分で条例を改正し専決処分日に公布します。

(公布予定日：令和8年3月31日)

3 月市議会定例会に提案 下線のみ
 市長の専決処分で改正 網かけ

新旧対照表

○議案第 号 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p> <p>(課税額)</p> <p>第3条 第1条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県（以下この条において「県」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）<u>及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該</p>	<p>木更津市国民健康保険税条例</p> <p style="text-align: right;">昭和50年6月28日 条例第28号</p> <p>(課税額)</p> <p>第3条 第1条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県（以下この条において「県」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>及び介護保険法</u>（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該</p>

合算額が**67万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**67万円**とする。

3・4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者という。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金の額は、3万円とする。）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.21を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について18,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 22,000円

合算額が**66万円**を超える場合においては、基礎課税額は、**66万円**とする。

3・4 略

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（第1条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者という。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金の額は、3万円とする。）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.1を乗じて算定する。

2 略

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について20,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- （1） 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号及び第23条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号及び第23条第1項において同じ。）以外の世帯 24,000円

(2) 特定世帯 11,000円

(3) 特定継続世帯 16,500円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について13,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.61を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について16,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第11条の2 第3条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.28を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第11条の3 第3条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第11条の4 第3条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、被保険者1人について100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額

(2) 特定世帯 12,000円

(3) 特定継続世帯 18,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.13を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.44を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第11条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について14,000円とする。

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額

を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,400円

(イ) 特定世帯 7,700円

(ウ) 特定継続世帯 11,550円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,100円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11,200円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,800円

(イ) 特定世帯 8,400円

(ウ) 特定継続世帯 12,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について8,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について9,800円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,260円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1項第2項に規定する世帯主を除く。）1人について70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**31万円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について**9,000円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **11,000円**

(イ) 特定世帯 **5,500円**

(ウ) 特定継続世帯 **8,250円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について**6,500円**

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について**8,000円**

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について900円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1項第2項に規定する世帯主を除く。）1人について50円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき**30万5千円**を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について**10,000円**

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 **12,000円**

(イ) 特定世帯 **6,000円**

(ウ) 特定継続世帯 **9,000円**

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について**6,000円**

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について**7,000円**

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被

保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,600円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,600円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について3,200円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について360円

カ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1項第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める

保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,800円

(イ) 特定世帯 2,400円

(ウ) 特定継続世帯 3,600円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,400円

エ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,800円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める

額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 2,700円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 4,500円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 7,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 9,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,950円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,250円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 5,200円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,500円

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 270円
- イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 450円
- ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「**出産被保険者**」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**並びに**被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**）は、当該所得割額**並びに**被保険者均等割額**及び18歳以上被保険者均等割額**から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第11条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の3の規定によ

額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 8,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 10,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「**出産被保険者**」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額**及び**被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額**及び**被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) 略

り算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4

条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条

条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」

の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一

と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一

時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所

時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所

得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条、**第11条の2**及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第4条、第8条、第10条及び第23条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

税率等の改定に伴う世帯別影響額一覧表

	区分	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	限度額 (円)	世帯 所得額	1人世帯								4人世帯									
							0	100万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1100万円	1300万円	1500万円	0	100万円	300万円	500万円	700万円	900万円	1100万円	1300万円	1500万円
現 行 税 率	医療分	8.10%	20,000	24,000	660,000	医療分	13,200	90,100	252,100	414,100	576,100	660,000	660,000	660,000	660,000	31,200	98,100	312,100	474,100	636,100	660,000	660,000	660,000	660,000
	支援金分	2.13%	12,000		260,000	支援金分	3,600	24,100	66,700	109,300	151,900	194,500	237,100	260,000	260,000	14,400	36,100	102,700	145,300	187,900	230,500	260,000	260,000	260,000
	介護分	1.44%	14,000		170,000	介護分	4,200	22,200	51,000	79,800	108,600	137,400	166,200	170,000	170,000	16,800	36,200	93,000	121,800	150,600	170,000	170,000	170,000	170,000
	合計	11.67%	46,000	24,000	1,090,000	合計	21,000	136,400	369,800	603,200	836,600	991,900	1,063,300	1,090,000	1,090,000	62,400	170,400	507,800	741,200	974,600	1,060,500	1,090,000	1,090,000	1,090,000
	限度額に達する所得金額						医療分	803万円								729万円								
						支援金分	1,207万円								1,038万円									
						介護分	1,126万円								835万円									
						子ども分																		
改 定 税 率 案	医療分	8.21%	18,000	22,000	670,000	医療分	12,000	78,700	250,900	415,100	579,300	670,000	670,000	670,000	670,000	28,200	93,700	304,900	469,100	633,300	670,000	670,000	670,000	670,000
	支援金分	2.28%	13,000		260,000	支援金分	3,900	23,300	71,500	117,100	162,700	208,300	253,900	260,000	260,000	15,600	38,900	110,500	156,100	201,700	247,300	260,000	260,000	260,000
	介護分	1.61%	16,000		170,000	介護分	4,800	21,900	57,300	89,500	121,700	153,900	170,000	170,000	170,000	19,200	41,100	105,300	137,500	169,700	170,000	170,000	170,000	170,000
	子ども分	0.28%	1,900		30,000	子ども分	500	3,100	9,000	14,600	20,200	25,800	30,000	30,000	30,000	2,200	5,300	14,700	20,300	25,900	30,000	30,000	30,000	30,000
	合計	12.38%	48,900	22,000	1,130,000	合計	21,200	127,000	388,700	636,300	883,900	1,058,000	1,123,900	1,130,000	1,130,000	65,200	179,000	535,400	783,000	1,030,600	1,117,300	1,130,000	1,130,000	1,130,000
限度額に達する所得金額						医療分	810万円								745万円									
						支援金分	1,126万円								955万円									
						介護分	1,000万円								701万円									
						子ども分	1,047万円								843万円									
差額						200	△9,400	18,900	33,100	47,300	66,100	60,600	40,000	40,000	2,800	8,600	27,600	41,800	56,000	56,800	40,000	40,000	40,000	